

---

◎発議第1号、第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（斉藤 重君） お諮りします。日程第9、発議第1号 松崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、日程第10、発議第2号 松崎町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 異議なしと認めます。

よって、日程第9、発議第1号 松崎町議会委員会条例の一部を改正する条例について、日程第10、発議第2号 松崎町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

（7番 関 唯彦君 登壇 提案理由説明）

○議長（斉藤 重君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（斉藤 重君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより発議第1号 松崎町議会委員会条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を求めます。

○10番（鈴木源一郎君） 私は、本件は2件あるわけですが、2件とも地方議会の統制強化に繋がりがねない内容が一部含まれていると・・・、そればかりではないですけれども、チェック機能を後退させかねないような内容も一部含まれているということから危険と言えはあれですけれども、反対いたします。

○議長（斉藤 重君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(斉藤 重君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第1号 松崎町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(斉藤 重君) 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第2号 松崎町議会会議規則の一部を改正する規則についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を求めます。

○10番(鈴木源一郎君) 先ほど言ったのと同様にやっぱり本案は議会のチェック機能が後退しかねない内容を一部含んでいるということから、私は本案に反対いたします。

○議長(斉藤 重君) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(斉藤 重君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第2号 松崎町議会会議規則の一部を改正する規則についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(斉藤 重君) 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---